

国立大学法人小樽商科大学におけるテニユアトラック制に関する申合せ

(平成31年3月11日制定)

国立大学法人小樽商科大学テニユアトラック制に関する規程（以下「テニユアトラック規程」という。）第14条の定めにより、小樽商科大学（以下「本学」という。）におけるテニユアトラック制に関し必要な事項を以下に定める。

第1条 学科等または部門は、教員選考委員会発足について教授会に発議する際に、テニユアトラック制を適用するか否かの判断を行うものとする。

第2条 テニユアトラック教員の教員選考委員会は、テニユアトラック教員として採用しようとする者に対し、テニユア審査の基準を示すものとする。

2 テニユアトラック教員の教員選考委員会は、テニユア審査時に、当該教員に係る本学採用後の業績を確認するため、当該教員に係る選考内容をテニユア審査委員会に引き継ぐこととする。

第3条 テニユアトラック規程第7条第3項に規定する文書による通知において、テニユア審査不合格となった場合は理由を付すこととする。

第4条 テニユアトラック規程第11条第6項に規定する文書による通知において、再審査を実施しない理由を付すこととする。

第5条 テニユアトラック規程第13条に規定するメンターは、学科等の長が指名する。

附 則

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。